宮崎県公報

平成19年12月26日（水曜日）号外　第 121 号

発　行　宮　崎　県
印　刷　宮崎市旭１丁目６番25号
小柳印刷株式会社

発行定日　毎週月・木曜日
購読料（送料共）１年　36,000 円

目　　次

頁

条　　例

○宮崎県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例…………1

本号で公布された条例のあらまし

◎　宮崎県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第68号）

1　改正の理由及び主な内容

政務調査費の使途の透明化を図るため、収支報告書に支出に係る領収書その他の証拠書類の写しの添付を義務づけることなどの改正を行うこととしました。

2　施行期日等

この条例は、平成20年４月１日から施行し、施行日以後に交付する政務調査費から適用することとしました。

条　　例

宮崎県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

宮崎県知事　東国原　英　夫

宮崎県条例第六十八号

宮崎県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年宮崎県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「会派」の下に「及び議員」を加える。

第二条中「含む。）」の下に「及び議員の職にある者」を加える。

第三条の見出しを「（会派に係る政務調査費）」に改め、同条第一項中「三十万円」を「十万円」に改める。

第十三条を第十四条とする。

第十二条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第一項中「第九条」を「第十条」に改め、「収支報告書」の下に「及び証拠書類（以下「収支報告書等」という。）」を加え、同条第二項中「次の各号に規定する者は」を「何人も」に、「前項の収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加え、同条を第十三条とする。

3　議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、宮崎県議会情報公開条例（平成十四年宮崎県条例第二十七号）第七条の不開示情報を除き、閲覧に供するものとする。

第十一条中「会派」の下に「又は議員」を加え、「第八条」を「第九条」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とする。

第九条の見出しを「（収支報告書等）」に改め、同条第一項中「代表者」の下に「及び議員」を加え、「別記様式」を「会派にあっては別記様式第一号により、議員にあっては別記様式第二号」に改め、同条第二項中「代表者は」の下に「、年度の途中において」を加え、「別記様式」を「別記様式第一号」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第十条とする。

3　議員が、年度の途中において、任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第一項の規定にかかわらず、当該議員であった者（死亡による場合にあっては、その相続人）は、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、別記様式第二号により議員でなくなった日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

4　前三項の収支報告書には、政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（以下「証拠書類」という。）を添付しなければならない。

第八条中「会派」の下に「及び議員」を加え、同条を第九条とする。

第七条第一項中「代表者」の下に「及び議員」を加え、同条第三項中「結成されたとき」の下に「又は議員となった者があったとき」を、「提出された日」の下に「又は任期開始

の日」を、「当該会派」の下に「又は議員」を加え、同条に次の一項を加え、同条を第八条とする。

6　一四半期の途中において、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員であった者（死亡による場合にあっては、その相続人）は、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

第六条中「係る会派」の下に「及び議員」を、「代表者」の下に「及び議員」を加え、同条を第七条とする。

第五条の見出し中「会派」を「会派等」に改め、同条第一項中「あった会派」の下に「及び政務調査費の交付を受ける議員」を加え、同条を第六条とする。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（議員に係る政務調査費）

第四条　議員に係る政務調査費は、月額二十万円を月の初日に在職する議員に対し交付する。

2　月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

別記様式中「（第９条関係）」を「（第10条関係）」に、「第９条第１項」を「第10条第１項」に改め、同様式を別記様式第一号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第２号（第10条関係）

年　　月　　日

宮崎県議会議長

殿

議員氏名　　　　　　　㊞

年度政務調査費に係る収支報告について

宮崎県政務調査費の交付に関する条例第10条第１項（第３項）の規定に基づき、別紙のとおり　　年度政務調査費収支報告書を提出します。

年度政務調査費収支報告書

議員氏名

1　収　　入

政務調査費 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

2　支　　出

（単位：円）

項　目	支　出　額	備　　　考
調査研究費		
研　修　費		
会　議　費		
資料作成費		
資料購入費		
広　報　費		
事務所費		
事　務　費		
人　件　費		
合　　　計		

3　残　　余

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 円

注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の宮崎県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。